

## 別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」を遵守し、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

### (1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数を表－3.1 に示す。

なお、記載している船舶は使用予定船舶である。使用船舶が変更となったとしても本申請における影響評価時の仮定に整合するよう、1 隻当たりの排出量の最大値を 500m<sup>3</sup>に制限する。

表－3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕様	使用台数	備考
浚渫	グラブ浚渫船	鋼 D4m <sup>3</sup> 鋼 D6m <sup>3</sup>	1 隻	現時点では確定しておらず、使用船舶は工事の工事受注業者の所有船舶に応じて最終的に決定する。
運搬・ 排出	底開式土運船	500m <sup>3</sup> 積	1 隻	
	曳き船	—	1 隻	

### (2) 排出手順

- ① 浚渫位置はGPS等で確認しながらグラブ浚渫船により浚渫範囲の海底を浚渫する。
- ② 浚渫土砂はその場で土運船に積み込む。
- ③ 排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。
- ④ 浚渫土砂を規定量積み込んだ後、曳き船にて曳航し排出海域に向けて運搬する。排出海域までの航行時間は、海象条件に左右されるがおおよそ40分である。
- ⑤ 位置をGPSにより確認しながら、排出海域において土運船を停船する。
- ⑥ 土運船に設けられた底扉を開放し、一般水底土砂を一気に海中に排出する。なお、航行中には排出しない。排出に要する時間は約10分である。
- ⑦ 排出開始時および終了時にGPSにより座標値を読み取り、本申請における排出海域内であることを確認する。
- ⑧ 排出開始・終了位置及び排出量を、土運船に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑨ 片貝漁港に帰港。なお、出港から帰港まではこれまでの実績より、1時間30分程度である。また、1日1～4回の航海を予定している（2隻以上の同時投入は行わない）。



備考) 片貝漁港 (許可番号: 20-003-02) での施工写真

図-3.1 浚渫作業 (上左)、運搬 (上右)、投入 (下) 状況 (例)

### (3) 排出回数 (頻度)

- ・ 1 航海当りの排出量は、最大 500m<sup>3</sup>、最大排出回数は 4 航海/日とする。
- ・ 同時投入は行わない。
- ・ 年間航海回数は、予定されている年間排出量から表-3.2 に示すとおり 575 回程度を計画しているが、就業時間の関係や気象条件等により積込量が減ずる場合、上述より増加する。

表-3.2 排出回数 (頻度)

単位期間	海洋投入処分量 (m <sup>3</sup> )	回数
1 年次	52,094	52,094 ÷ 500 = 105 回
2 年次	52,094	52,094 ÷ 500 = 105 回
3 年次	52,094	52,094 ÷ 500 = 105 回
4 年次	64,594	64,594 ÷ 500 = 130 回
5 年次	64,595	64,595 ÷ 500 = 130 回
合計		575 回